

LPガス使用世帯等支援事業業務委託プロポーザルに係る質問に対する回答

1. 【仕様書】3P(11) 補助業務①チラシの部分

令和7年を参考に見ていますが、サイズ：A4 色：片面カラー用紙：コート紙 90kg

※印刷部数：何部でしょうか？

納品先：交付対象事業者 400 社への郵送でしょうか？

デザイン制作：R7 年を基本に作成でよろしかったでしょうか？

【回答】

チラシについては、受託者が販売事業者に必要な部数を照会の上、チラシを送付し、販売事業者に戸別配布いただく予定です。

デザインにつきましては、図案、画像等について、第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しないよう留意ください。

2. 【仕様書】1P(3) 交付額等

交付対象事業者 400 社からの申請は令和8年5月使用分、6月使用分のいずれかと記載ですが、ダブリが無いようチェックが必要ですが、2回違う対象者で申請がありますでしょうか？どちらか一方の使用月で申請になりますでしょうか？

【回答】

基本的には5月使用分の申請となります。システム変更作業に日数を要するなどの理由で6月使用分の申請も可としています。同一業者で2回の申請は禁止されてはいませんが、利用世帯が混乱しないよう、いずれかの月で統一していただきたいと考えています。

3. 1P(3) 交付額等

補助金申請受付しましたら、専用のシステムがあり、そこに入力し、3P(11)の表の流れに従い⑤まで完了後⑥精算払いを1回で行うと言った形でよろしかったでしょうか？

その際(13) 予算管理鹿児島県エネルギー対策課様へ審査確定通知終了を都度報告し、8月10日までに専用通帳に入金いただいた後、交付対象事業者へ補助金確定交付額を振込納入する流れで間違いないでしょうか？

【回答】

専用のシステムはございません。補助金の予算管理及び申請書等の管理につきましては、仕様書（案）の（13）（14）をご参照ください。なお、県に随時報告いただく補助金の交付処理状況の書式については、受託者が作成し県の承認を得るものとします。

受託者から交付対象者への確定通知および精算払いの期限日は（確定通知：令和8年8月10日（月）、精算払い：令和8年8月24日（月））となります。

県から受託者への精算払いは、事業完了後（令和8年9月中旬予定）、を予定しています。ただし、受託者は、県と協議したうえで、概算払いを請求することができます。

4. ④ 「国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金』が活用されている旨を明記すること」とありますが、具体的には「チラシ」や「ホームページ」などに記載するという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

ご理解のとおりです。

5. 事務局運営にあたり、ファックスを使用せず、郵送のみで対応させていただくことに問題はございませんでしょうか。

【回答】

問題ございません。仕様書（案）「（9）情報の取り扱い」記載内容は、ファックスを使用する場合のセキュリティ対策を記載したものです。